

つくば国際短期大学 保育科

2023（令和5）年5月8日

《 実習関連 》

学校保健安全法が定める感染症の疑いがある
または感染症と診断された場合の対応について

実習開始前（2週間）	<p>①学生は、医療機関において学校保健安全法が定める感染症と診断された場合は、短大実習担当教員および担任へ直ちに報告する。</p> <p>②報告を受けた短大実習担当教員は、実習園と以下を相談する。</p> <p>【実習前に療養期間が終了すると見込まれる場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・実習開始日は予定どおりでよいか相談する。 <p>【療養期間が予定していた実習期間に重なる場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・療養期間が終了すると見込まれる日を目安に、実習日程の変更を相談する。
実習期間中	<p>①実習期間中に発熱など体調不良となり、学校保健安全法が定める感染症の疑いがあると思われる場合は、短大実習担当教員および実習園の担当者に連絡し、実習の欠勤または早退を申し出る。</p> <p>②短大実習担当教員は、実習生に対し医療機関の受診、ならびにその結果が分かりしだい短大実習担当教員に報告するよう指示する。</p> <p>③実習生から診断結果等の報告を受けた短大実習担当教員は、実習園と以下を相談する。</p> <p>【陽性の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・療養に入ったことを伝え、医師の指示に従い療養期間が終了すると見込まれる日を目安に、欠勤（早退）した分の実習振替日程を相談する。 <p>【陰性の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・検査結果等が判明した翌朝の段階で、実習生に体調不良がなければ、その日から出勤してよいか相談する。・欠勤（早退）した分の実習振替日程を相談する。
その他	<p>※実習園で他者に感染症者が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none">・実習園の方針に従うことを本学の方針とし、短大実習担当教員は、実習の継続、中断等を実習園と相談する。 <p>※マスクの着脱は、実習園の方針に従う。</p>
実習担当教員は、随時、上記の対応について保育科長および担任と情報共有を行う。	